

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-2-1
処分の種類	電気工事士免状の返納命令			
根拠法令条例等・条項	電気工事士法第4条第6項			
処分の概要	電気工事士が電気工事士法又は電気用品安全法第28条第1項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に先例がなく、法令の定め以上に設定するのが困難) 電気工事士法 (電気工事士免状) 第4条 6 都道府県知事は、電気工事士がこの法律又は電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第28条第1項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。			
基準の制定根拠	昭和35年法律第139号			